

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 (※)集中重点期間(平成20~22年度)の目標

- 1 保育サービス:顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20%→38%)に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを旨とし、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要 (そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ~認定こども園の抜本的改革》

- 「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討(21年度要求)
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進(21年度要求)
- 認定こども園の制度改革(20年度中に結論を得る)

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ~保育サービス等の拡充》

- 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした保育所の緊急整備、分園の緊急整備(21年度要求)
- 延長保育の充実(21年度要求) ○病児・病後児保育の充実(21年度要求)
- 「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブ等の設置促進(21年度要求) ○家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

- 一時預り事業等の拡充(21年度要求)
- 社会的養護体制等の拡充(21年度要求) ○障害児・発達障害者支援の充実
- 各種子育て支援事業等の制度化のための児童福祉法等改正 など

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

- 保育料の軽減の検討 ○育児・介護休業法の見直しの検討(子の看護休暇制度の充実)
- 兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所(20年度)、○住宅における支援(20年度) など

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

- 税制改正の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

等

②仕事と生活の調和の実現

- 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進(21年度要求) ○仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援(21年度要求)
- 育児・介護休業法の見直しの検討(育児期の短時間勤務制度の強化等) など